

令和8年全国山火事予防運動



令和8年1月に山梨県上野原市・大月市で発生した山火事

林野庁では、 「山火事を起こすも防ぐも私たち」

を統一標語として、「全国山火事予防運動」(統一実施期間：3月1日～3月7日)を実施し、全国で山火事予防意識の高揚を図る取組や、森林パトロール等の実施を呼びかけています。



山火事予防普及活動(宮崎県提供)



例年、冬の終わりから春の行楽シーズンにかけて多くの山火事が発生します。暖かくなるこの時期は、ハイキングや農作業など、火元になりやすい人間活動が活発になります。また、雨が少なく空気が乾燥していることで、山の中に厚く積もった落ち葉や枯れ草などが燃えやすい状態になっています。これに強風などの条件が重なると、大きな山火事につながることがあります。ひとたび山火事が発生すると、消火活動にたいへんな労力がかかり、家屋等に延焼する危険もあるほか、貴重な森林の再生には長期間かかります。

令和7(2025)年8月に取りまとめられた「大船渡市林野火災を踏まえた消防防災対策のあり方に関する検

討会報告書」を受け、林野火災注意報の創設、林野火災警報の的確な発令(注)のほか、林野火災に係る広報・啓発の強化の取組が進んでいます。そのひとつとして、今年から、気象庁、消防庁、林野庁が顕著な少雨時に火の取扱いへの注意喚起を行うこととし、令和8年1月22日に初めて3庁合同での記者会見を実施しました。



気象庁・消防庁・林野庁合同での記者会見





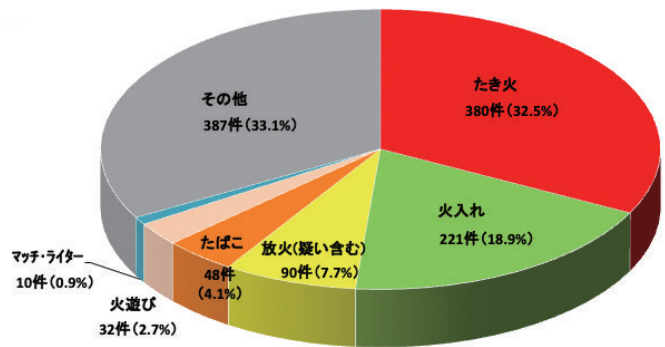
令和8年山火事予防ポスター

一方、令和8年も既に各地で山火事の発生が報じられており、1月に山梨県上野原市・大月市で発生した大規模な山火事では避難指示が発令され、地域住民の生活に大きな影響が出ました。

日本の山火事の出火原因は、たき火、火入れなど人間の活動によるものがほとんどのため、火事につながる行動をしない・させない意識が重要です。「山火事を起こすも防ぐも 私たち」一人ひとりが火の用心を心がけ、日本の森林を守り、後世に引き継いでいきたいと思います。

(注) 林野火災注意報及び林野火災警報は市町村長等により発令される。林野火災注意報の発令時には住民等に火の使用制限の努力義務が課され、林野火災警報の発令時には屋外での火の使用が禁止される。

出火原因別発生件数(R2-R6の平均)



資料：消防庁統計資料に基づいて作成



林野庁からのお願い

- 1 林野火災注意報、林野火災警報の発令時など乾燥・強風時には、屋外での火の使用をしないこと
- 2 枯れ草等のある火災が起こりやすい場所では、たき火をしないこと
- 3 たき火等火気の使用中はその場を離れず、使用後は完全に消火すること
- 4 火入れを行う際は市町村長の許可を必ず受けるとともに、あらかじめ必要な防火対策を講じること
- 5 たばこは、指定された場所で喫煙し、吸いがらは必ず消すとともに、投げ捨てないこと
- 6 火遊びはしないこと、また、させないこと



山火事防止のシンボルマーク「まといリス」

山火事、自然災害への備えはできていますか？

森林保険にお任せください！

森林に対する8つの災害による損害を総合的に補償する保険です。

災害への備えに森林保険の活用をご検討ください。

◆お問い合わせ◆

お近くの森林組合、森林組合連合会、または森林保険センターへご連絡ください。

【(国研)森林研究・整備機構 森林保険センター】

TEL : 044-382-3500

URL : <https://www.ffpri.go.jp/fic/>

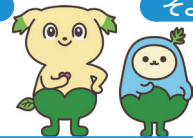


ウェブサイト

森林保険公式キャラクター

たもちい

そよりん



保険金のお支払いの対象となる災害

